

練馬区公告第 1 1 3 号

都市計画の原案について

都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、東京都市計画高度地区に係る都市計画の原案をつぎのとおり公告する。

なお、条例第7条第3項の規定により、法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 1 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類 および名称	都市計画を定める 土地の位置および区域	都市計画の原案の概要
東京都市計画高度地区 第1種高度地区	削除する部分 練馬区東大泉四丁目、西 大泉一丁目、南大泉五丁 目および南大泉六丁目各 地内	補 助 156 号 線 東 大 泉・西大泉・南大泉地 区地区計画の決定に伴 い、市街地環境と土地 利用上の観点から検討 した結果、高度地区を 変更する。
17メートル第1種高度 地区	削除する部分 練馬区南大泉五丁目地内	
17メートル第2種高度 地区	削除する部分 練馬区東大泉四丁目、西 大泉一丁目、南大泉五丁 目および南大泉六丁目各 地内	

20メートル第2種高度 地区	追加する部分 練馬区東大泉四丁目、西 大泉一丁目、南大泉五丁 目および南大泉六丁目各 地内	
-------------------	---	--

縦覧場所 練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)

縦覧期間 令和8年9月1日から9月24日まで
(土・日曜、祝休日を除く)

意見書の提出先 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)